

理念		基本方針		分野と目標		施策数
認め合い、 支え合い、ともに暮らし すまち 東松山の推進 （すべての人が主人公になるまちを目指して）		方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる	3 2 重複 (4)	分野1 住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり (障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野)	目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること。 目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。 目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。 目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。 目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。 目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。	7 6 4 1 6(3) 8(1)
		方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる	1 5 重複 (1)	分野2 育ちや学びの基盤づくり (障害のある子どもの育ちや学びに関する分野)	目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。 目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。 目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。 目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。 目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。	7 3 2 1 2(1)
		方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる	2 9 重複 (6)	分野3 多様な働き方ができる社会づくり (障害のある人の就労に関する分野)	目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと。 目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。 目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。 目標4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること。 目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと。	6 3 3(1) 9(2) 8(3)
		方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる	1 3 重複 (1)	分野4 自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり (障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)	目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。 目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること。	5(1) 8
			2 4 重複 (1)	分野5 誰もが一人の市民として共生できる社会づくり (障害に対する市民の理解や関わりなどに関する分野)	目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。 目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること。 目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと。 目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること。	8 5(1) 9 2
			2 8 重複 (1)	分野6 障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり (障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野)	目標1 必要なときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。 目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。 目標3 ピアカウンセリング、ピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図れていること。 目標4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。 目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。 目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。	4 5 4 8(1) 4 3
			1 1	分野7【新設】 障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり (障害のある人の情報の入手や発信に関する分野)	目標1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること。 目標2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること。	4 7